

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人純美禮学園が設置する各学校（滋賀短期大学・滋賀短期大学附属高等学校・滋賀短期大学附属幼稚園、滋賀短期大学附属すみれ保育園）及び法人本部事務局に勤務するすべての職員が、仕事と子育てを両立することができるように必要な雇用環境を整備することによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 取組内容

(1)子育てを行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子どもの出生時における父親の休暇・育児休業及び子どもの看護のための休暇について周知徹底と啓発を図り、取得の促進に努める。

(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 所定外労働を削減するための「ノー残業デー」及び変形労働時間制について、検証を深め、より働きやすい職場環境を構築する。

3. 取組の方策と実施時期

目標1

- ・令和7年4月～ 「学校法人純美禮学園の育児休業等に関する規程」の周知
- ・令和7年4月～ 出生時における父親の休暇や産後パパ育休についての周知
- ・令和7年4月～ ポスター掲示や所属長への指導等の徹底（啓発）
- ・令和7年4月～ 父親の休暇取得推進

目標2

- ・令和7年4月～ 週1日のノー残業デーの実施励行
- ・令和7年4月～ 変形労働時間制の厳格な対応および1か月単位の検証実施

以上